

産学連携における秘密情報管理ポリシー

1. 目的

改正不正競争防止法（平成27年法律第47号）の施行により、大学における営業秘密に関する一定の侵害行為に対して、教職員等の個人に加え法人も刑事罰の対象となった。名古屋大学（以下「本学」という。）における研究情報の不適切な管理状況が発覚した場合に、本学全体の社会的評価に著しい影響が生じるものと予想される。

そのため、産学連携活動で本学が取得した企業等の重要な知見である秘密情報（以下「秘密情報」という。）を管理することで、作為・無作為にかかわらず、漏えいする場合の法令違反や就業規則違反から、教職員や学生等を守ることが必要となる。

これらから、本学の公益性や教育・研究に与える効果等を踏まえつつ、企業等が安心して重要な知見を提供し、研究者が共同研究等でベストな成果を出せるよう、秘密情報の組織的管理を実施し、産学連携活動をより一層推進して社会貢献を果たすため、秘密情報の管理に関する基本的な考え方を示すものとして、産学連携に関する秘密情報管理ポリシーをここに定める。

2. 用語の定義

本ポリシーにおいて、次の用語の意義は、以下に定めるところとする。

- ① 「営業秘密」とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」をいう。（不正競争防止法第2条第6項）
- ② 「漏えい」とは、外部に漏れないように秘匿していた情報が故意又は過失により外部に漏れることをいう。
- ③ 「共同研究等」とは、秘密情報の取得を伴う共同研究、受託研究及び共同研究をいう。ただし、大学・公的機関のみとの共同研究等は含まない。

3. 対象者と対象範囲

（1）本ポリシーの対象者は、教職員等及び学生である。教職員等とは、本学の教員、職員、研究員その他本学に雇用された者及び本学から職名等を付与された者とし、別途、産学連携における秘密情報管理ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定める。

学生とは、共同研究等に参画し、秘密情報を入手し、又は、入手する予定のある学生（成年に限る。）をいう。

（2）本ポリシーにおいて対象範囲は、次に定めるところとする。ただし、臨床研究等に係る個人情報を含む秘密情報は、本ポリシーの対象範囲から除く。

- ① 共同研究等で相手先から取得した秘密情報
- ② 共同研究等において締結した共同研究契約書（「秘密」として取り扱うこととしたものに限る。）
- ③ 共同研究等で創出したもので、相手先から取得した秘密情報を含み、内容及び帰属を指定したノウハウ

（3）本ポリシーにおいては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求への対応に留意し、適切に実施する。

4. 基本原則

本ポリシーを遂行するために必要な事項をガイドラインで定め、具体的な管理方法については「産学連携における秘密情報管理運用マニュアル」に定める。

本学は、本学独自の研究成果は基本的に公表することが前提であることを念頭に置き、過度の研究情報の秘密管理によって本学本来のミッションを損なうことがないように配慮しつつ、「3. 対象者と対象範囲」に記載の秘密情報に限定し、管理する。

また、秘密情報の管理方法は、教職員等が秘密情報を特定し、ガイドラインに基づき、情報の重要度や管理負担を考慮して等級ごとに管理する等級管理を基本原則とする。

学生を産学官連携活動へ関与させる場合には、学生が教育を受ける権利を有し、研究成果を公表し、就職活動が想定される存在であることを十分に考慮し、学生の自主的意思を尊重し、過度な責任を生じさせないように留意する。

5. 秘密情報の管理

秘密情報を適切に管理するため、秘密情報の等級及び等級に応じた管理方法は、ガイドラインにおいて別に定める。

6. 管理体制

(1) 最高責任者

秘密情報の管理における重要事項の最終的な決定を行うため、本学に秘密情報管理の最高責任者を置き、総長をもって充てる。

(2) 秘密情報統括責任者

秘密情報の管理を統括するため、秘密情報統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、国際的な産学連携又は国際的な学术交流分野を担当する理事又は副総長のうちから総長が任命する。

(3) 秘密情報管理委員会

秘密情報管理の重要事項の審議を行うため、本学に、秘密情報管理委員会を置く。委員長は、リスク管理を担当する理事又は副総長のうちから総長が任命する。

(4) 秘密情報業務責任者

秘密情報を管理するため、秘密情報業務責任者を置き、統括責任者が指名する。秘密情報業務責任者は、統括責任者の指示、連絡、要請等の周知徹底に関する業務及び秘密情報管理遂行上における教職員等からの相談への対応業務等を行う。

(5) 秘密情報管理責任者

教職員等から届出のあった秘密情報を管理するため、秘密情報を扱う部局に秘密情報管理責任者を置く。秘密情報管理責任者は、本学の各研究室又は研究グループの責任者（教授又は准教授等）を充て、部局の長の指名により決定する。

7. 法令の遵守

本学は、不正競争防止法を遵守し、専門家への相談体制を整備し、産学連携活動の推進に努めるとともに秘密情報侵害に係わる紛争を未然に防止するものとする。

8. 罰則等

故意又は重大な過失により秘密情報を漏えいした者その他関係する者は、就業規則等による処罰

の対象とする。

9. 改廃

本ポリシーの改廃は、役員会において行うものとする。

以上